

四條畷市健康プログラム事業運営業務委託

【公募型プロポーザル実施要領】

令和 7 年 5 月
四條畷市 高齢福祉課

1 目的

本業務は、健康ポイントアプリケーションを用いて、本市の市民を対象に、健康に関する情報発信、イベント案内、自らの健康状態の把握が行えることで、健康無関心層を広く取り込みながら、個人の健康づくり活動や介護予防活動（以下「健康活動」という。）を促し、健康増進を図ることを目的とする。とりわけ、生活習慣病予防や介護予防のための施策を重点的に行うため、40歳以上の市民に、健康ポイントを付与し、貯めたポイントの特典と交換できる仕組みを作ることで、市民自らの健康活動を推進するとともに、特定健診及び各種検診の受診促進やフレイル予防の推進を行い、健康寿命の延伸につなげ、市民が介護保険・医療保険サービスに頼らない健康的な生活を送ることを目的とする。

本業務を実施するにあたり、価格のみではなく事業者にかかる業務実績、専門性、企画力、創造性等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者と契約するため、公募型プロポーザルにより契約の相手方となる候補者を募集するものである。

2 業務概要

（１）件 名

四條畷市健康プログラム事業運営業務委託

（２）内 容

四條畷市健康プログラム事業運営業務委託仕様書のとおり

（３）場 所

四條畷市 中野本町他 地内

（４）契約期間

契約締結日の翌日から令和10年3月31日まで

※システム本稼働日については、令和7年11月1日を予定しているが本市と協議のうえ決定すること。

ア システム等導入作業

契約締結日の翌日からシステム本稼働日まで

イ システム運用・保守業務

システム本稼働日から令和10年3月31日まで

ウ 事業運営業務

システム本稼働日から令和10年3月31日まで

（５）契約上限金額（消費税及び地方消費税を含む）

総額 38, 110, 000円

①令和7年度業務 16, 110, 000円

- ・システム等導入作業
- ・システム運用・保守業務（令和7年度分）
- ・事業運營業務（令和7年度分）

②令和8年度から令和9年度業務 22, 000, 000円

- ・システム運用・保守業務（令和8～9年度分）
- ・事業運營業務（令和8～9年度分）

3 参加資格要件

公募型プロポーザルに参加することができる者は、次の要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続き開始申し立てがなされている者でないこと。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続き開始申し立てがなされている者でないこと。
- (4) 参加表明時点において、国又は近畿圏内の地方自治体から、指名停止の措置を受けていないこと。
- (5) 本業務の契約締結までに四條畷市建設工事等競争入札参加有資格者名簿の「物品役務のうち、コンピューター情報処理」で登録すること。
- (6) 法人格を有する団体であること。
- (7) 四條畷市健康プログラム事業運營業務委託仕様書の内容をすべて満たすことができること。
- (8) 情報セキュリティや個人情報保護等に関する公的資格に審査登録（プライバシーマーク取得）がなされていること（JISQ15001等）
- (9) 過去5年以内に、地方公共団体と健康ポイント事業に関わる契約を2件以上締結し、すべて履行した実績があること。
- (10) 四條畷市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

4 プロポーザルの日程

プロポーザルによる業者の選定は、下記のとおり実施する。

日 程	内 容
5 月 2 0 日（火）	プロポーザル実施要領等の公告
5 月 2 7 日（火）	質問受付期限
6 月 4 日（水）	質問回答（HP に掲載）
6 月 1 1 日（水）	選考関係書類の提出期限
6 月 2 0 日（金）	一次審査結果、二次審査参加依頼書送付
6 月 3 0 日（月）	企画提案書提出期限
7 月中旬	※プレゼンテーション
7 月下旬	審査結果通知
8 月上旬	契約予定

5 企画提案書等の作成に係る質問の受付

企画提案に関する質問については、次のとおり受付及び回答を行う。

（１）受付期限

令和 7 年 5 月 2 7 日（火）午後 5 時まで

（２）提出方法

以下のフォームから質問すること。

・四條畷市健康プログラム事業運営業務委託 質問受付フォーム

<https://logoform.jp/form/oZYA/1015084>

（３）回答日

令和 7 年 6 月 4 日（水）

（４）回答方法

提出された質問と回答をすべて取りまとめて、市ホームページに掲載する。

6 選考関係書類の提出

次のとおり選考関係書類を提出すること。

(1) 提出期限

令和7年6月11日(水)午後5時まで

(2) 提出方法

以下のフォームから提出すること。

- ・四條畷市健康プログラム事業運営業務委託 選考関係書類提出フォーム

<https://logoform.jp/form/oZYA/1015194>

(3) 提出書類

① プロポーザル参加申込書(様式第1号)

② 業務実績調書(様式第2号)

③ 業務実施体制調書(様式第3号)

※契約締結後の業務体制について記入すること

④ 提案見積書(様式第4号)

※年度ごとの内訳書を添付すること

⑤ 機能要件一覧(別紙1)

⑥ 保守要件一覧(別紙2)

7 企画提案書の提出

次のとおり企画提案書を提出すること。

(1) 提出期限

令和7年6月30日(月)午後5時まで

(2) 提出方法

以下のフォームから提出すること。

- ・四條畷市健康プログラム事業運営業務委託 企画提案書提出フォーム

<https://logoform.jp/form/oZYA/1023098>

(3) 提出書類

① 企画提案書提出届(様式第5号)

② 企画提案書

(企画提案書様式について)

企画提案書は任意様式とし、日本工業規格A4横型(一部A3版資料折込使用可)のサイズで作成すること。なお、企画提案書の枚数は15頁以内とする。

(企画提案書記載内容について)

別紙の「四條畷市健康プログラム事業運営業務委託仕様書」を踏まえ、本実施要領7頁「②2次審査の評価項目」に掲げる「企画提案書記載事項」に

について、項目順に記載すること。

8 審査及び受託候補者の選定方法

審査基準に基づき、1次審査における得点と2次審査での各事業者に対する委員の採点の平均得点（小数第1位四捨五入）を合計し、その合計得点が最も高い者を受託候補事業者とする。

なお、合計得点が同じとなった場合は、提示価格が最も低い者を受託候補事業者に選定する。また、提案者が1者の場合についても審査を実施する。

（1）1次審査の審査基準

提出された業務実績調書（様式第2号）、機能要件一覧（別紙1）、保守要件一覧（別紙2）及び提案見積書（様式第4号）について、事務局において次のとおり審査を行う。

① 書類審査の評価項目（70点）

評価項目	評価内容	配点										
業務実績	過去5年以内に、地方公共団体と締結した本業務と同種事業の業務実績を次のとおり評価する。 (実績数) 実績3件・・・20点 実績2件・・・12点	20点										
機能/保守要件	仕様書別紙の機能要件一覧(80項目)及び保守要件一覧(20項目)の対応可否を次のとおり評価し、合計得点に応じて下表のとおり加点する。 【対応可否の評価】 対応可=2点、代替対応=1点、対応不可=0点 ※機能要件のうち必須機能については、「対応可」または「代替対応」を選択すること。 <table><tr><td>合計得点</td><td>加点(点)</td></tr><tr><td>180点以上</td><td>50</td></tr><tr><td>160点以上 179点未満</td><td>43</td></tr><tr><td>140点以上 159点未満</td><td>36</td></tr><tr><td>120点以上 139点未満</td><td>30</td></tr></table>	合計得点	加点(点)	180点以上	50	160点以上 179点未満	43	140点以上 159点未満	36	120点以上 139点未満	30	50点
合計得点	加点(点)											
180点以上	50											
160点以上 179点未満	43											
140点以上 159点未満	36											
120点以上 139点未満	30											

※書類審査における得点が6割未満である参加者は失格とする。

② 価格評価（１５０点）

提案見積書の提示価格を次の式により評価する。

【算定式】

１５０点×（１－本事業者の見積価格/契約上限金額）

（ただし、小数点第１位以下を切り捨てとする）

（２）２次審査の審査基準

企画提案書に基づくプレゼンテーション及び審査委員からのヒアリングを次のとおり実施し、四條畷市健康プログラム事業運営業務委託業者選定委員会において、審査を行う。

①実施方法

【日時・場所】

２次審査参加依頼書により通知する。

【実施時間】

プレゼンテーションは、準備時間を含め各業者４５分以内とする。

プレゼンテーション終了後、質問を１５分以内で行う。

【出席者】

出席者は企画提案書の内容を熟知している３人までとする。

【留意事項】

企画提案書に基づきプレゼンテーションを行うこととし、電子機器を使用する場合は事業者において用意すること。（スクリーンは除く）。

また、企画提案書提出時に添付していない資料等の追加は不可とする。

② ２次審査の評価項目（２３０点）

評価項目	企画提案書記載事項	評価内容	配点
提案内容			
基本方針	①会社概要、経営状況など ②提案の趣旨及び本業務についての基本的な考え	本業務の内容・目的を理解するとともに、必須事業等の趣旨を理解できているか	20点
実施体制・スケジュール	①事業実施体制 ②事業責任者と事業担当者 ③保健・医療・介護関係いずれかの有資格者の有無	本業務に対する体制が整っていて、作業分担やスケジュールに無理がなく、職員に対する負担が少なくて済	20点

	④事業スケジュール ⑤発注者と受注者の役割分担 ⑥発注者の作業量	むか	
アプリ内容	①デザインと設計 ②基本機能とオプション機能 ③利用者側アプリ操作方法 ④管理者側アプリ操作方法	市民や職員等が利用しやすいデザイン設計や工夫がなされているか また、事業運営にあたり魅力的な機能が設けられているか	30 点
特典内容	①ポイント交換できる特典（電子決済ポイント） ②特典交換方法	参加者の動機付けとなる特典（電子決済ポイント）について、魅力的な内容や豊富な選択肢が提案できているか 抽選に外れても参加継続に繋がる仕組みの提案があるか また、特典の交換方法はわかりやすいものであるか	30 点
調査分析	①データ分析方法 ②データ分析体制 ③分析データの活用方法	本事業を通じて得たデータを基に、事業効果を分析・検証できる手法や体制等が示されているか	40 点
事業周知 （広報戦略）	①新規利用者の獲得 ②利用継続率の向上	新規利用者の獲得、アプリの利用継続率を高めるための効果的な仕組みが提案されているか	30 点
独自提案	①本市の実情に応じた追加提案 ②将来的に拡張可能な機能に関する提案 ※追加提案に係る費用は、提案価格に含まれること。	本市の実情に応じた魅力的な提案がされているか	30 点

	※将来的な拡張機能の実装に係る費用は、提案価格に含まれないこと。		
総合評価		一次審査、プレゼンテーション及び質疑応答を踏まえ、本市の目的を十分に理解した提案となっているか 提案能力が高く、熱意や取り組む意欲が見受けられるか	30 点

※ 2 次審査における得点が配点合計の 6 割未満である者は失格とする。

③ 2 次審査の評価基準

評価項目の配点に応じ、下表の基準に従い評価します。

評価基準	20 点満点	30 点満点	40 点満点
①非常に優れている	20 点	30 点	40 点
②優れている	16 点	24 点	32 点
③標準的である	12 点	18 点	24 点
④課題点がある	6 点	9 点	12 点
⑤適さない・提案なし	0 点	0 点	0 点

9 選定結果の公表方法

選定結果は、市ホームページで公表する。

10 その他留意事項

- (1) プロポーザルに参加する費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提出後の企画提案書等の修正又は変更は不可とする。ただし、やむを得ない理由により修正又は変更が生じた場合で本市が承認したものについては、この限りではない。
- (3) プロポーザルに係る文書の開示請求があった場合は、四條畷市情報公開条例に基づき提出書類を開示する。
- (4) 提出された書類は一切返却しない。
- (5) 提出された書類に虚偽の記載を発見したときは、当該参加者を失格として

取り扱うものとし、評価の対象としない。

1 1 辞退

プロポーザルの参加事業者は、辞退届（様式第 6 号）の提出により、プロポーザルへの参加を辞退することができる。

1 2 書類の提出先及び問合せ先

四條畷市健康福祉部高齢福祉課

〒575-8501 四條畷市中野本町 1 番 1 号

電話：072-877-2121（代表） 内線 685

E-mail：kourei@city.shijonawate.lg.jp